

Topics トピックス

議会報告会～開かれた議会をめざして～

録画放送をオンラインで配信しています。
 令和3年第3回市議会定例会の報告（議長、総務・文教・厚生・建設の4常任委員会から令和2年度決算審査の概要など）
 調布市議会議会中継（上のQRコードからアクセス可）で視聴可。手話通訳映像も同時に配信
 議会事務局 ☎481-7291



「住宅市街地の開発整備の方針」（東京都決定）の原案への公述申出と公聴会

対象区域／特別区、市、瑞穂町、日の出町
 計画案の縦覧・申し出書の配布場所／都市計画課（市役所7階）、東京都都市整備局都市計画課
 縦覧期間／12月1日(水)～15日(水)
 公述の申し出／対象区域に在住か計画案に利害関係のある方は公述可（1人10分以内）。公述申出書を12月15日(水)（必着）までに直接または郵送で〒163-8001東京都都市整備局都市計画課へ※申し出多数の場合は意見要旨などを考慮し選定
 ◎公聴会
 ①令和4年1月20日(水)午後7時～②24日(月)午後2時～
 ①東京都庁議会棟都民ホール②立川市女性総合センター※申し出なしの場合は中止（開催の有無は東京都で案内予定）
 東京都都市整備局都市計画課 ☎03-5388-3336（都市計画課）

第73回人権週間 12月4日(土)～10日(金)

「世界人権宣言」は、昭和23（1948）年12月10日の国際連合総会で採択されました。国際連合は、その記念として12月10日を「人権デー」と定めています。

日本では12月4日～10日を「人権週間」と定め、人権啓発に努めています。

●令和3年度啓発活動重点目標

人権啓発キャッチコピー／「誰か」のこと じゃない。

◎令和3年度 啓発活動強調事項

- ①女性の人権を守ろう ②子どもの人権を守ろう
- ③高齢者の人権を守ろう ④障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑤部落差別（同和問題）を解消しよう
- ⑥アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- ⑦外国人の人権を尊重しよう ⑧感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- ⑨ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう
- ⑩刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- ⑪犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ⑫インターネットによる人権侵害をなくそう
- ⑬北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ⑭ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ⑮性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑯人身取引をなくそう ⑰東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

●夜間人権ホットライン～電話人権相談～

☎03-6722-0127

弁護士が電話で相談を受けます。

12月6日(月)午後5時～8時 相談時間／1人10分程度 無料

東京都人権プラザ相談室 ☎03-6722-0124・5

●人権身の上相談

人権擁護委員が相談を受けます。

奇数月の第4水曜日 午後1時～4時 無料 当日直接会場へ

市民相談課（市役所2階） ☎481-7032

（市民相談課）

審議会等の会議の傍聴

※要マスク着用・発熱などの風邪症状がある場合は傍聴不可。新型コロナウイルス感染症の感染状況により中止・延期・変更の場合あり

第4回調布市男女共同参画推進センター運営委員会

12月3日(金)午後6時30分～8時（受付6時20分～）

市民プラザあくろす3階ホール 当日先着5人

男女共同参画推進課 ☎443-1213

新型コロナウイルスワクチン接種



新型コロナワクチン追加接種（3回目）

※11月12日時点の情報

●11月18日に医療従事者などへ接種券を発送

この度、3・4月に2回目の接種を完了した医療従事者などに接種券を発送しました。

追加接種（3回目）は、2回目の接種完了からおおむね8カ月以上経過後に接種可能です。

接種を希望する方は、勤務先または市内医療機関（接種可能な医療機関一覧は市（上のQRコードからアクセス可）参照）で接種してください。

※5月に2回目の接種を完了した方は、12月中に接種券を発送予定

個別医療機関で接種（1・2回目）

●ファイザー社製ワクチンを使用

予約は接種を希望する医療機関（接種可能な医療機関一覧は市（上のQRコードからアクセス可）参照）へお問い合わせください。

市に掲載していない医療機関でも接種できる場合があります。普段からかかりつけ医として受診している医療機関がある場合は、直接かかりつけ医にご確認ください。

接種日時時点で満12歳以上の方

調布市新型コロナワクチンコールセンター

☎0570-053-127（平日午前9時～午後5時）

ワクチン接種後も

基本的な感染防止対策の徹底を

寒い時期でも換気をしましょう

東京都における基本的対策徹底期間／11月30日(火)まで

新型コロナウイルス感染症の再拡大を防ぐため、引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。

基本的な感染防止対策

- 「三つの密」の回避
- 人と人との距離の確保
- こまめな換気
- 手洗いなどの手指衛生
- マスクの正しい着用



あなたの行動で大切な人を守ろう

- 基本的な感染防止対策を徹底する
- 外出は少人数で混雑している場所や時間を避けて行動する
- 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動の時は、特に基本的な感染防止対策を徹底する
- 業種別ガイドラインなどを遵守している施設を利用する
- 感染リスクが高い行動を控える
- ✕ 大人数での会食
- ✕ 路上、公園などにおける集団での飲酒



健康推進課 ☎441-6100

●接種券などを11月25日(木)に発送 12月に12歳になる方（平成21年12月2日～平成22年1月1日生まれ）へ接種券などを発送します。令和4年1月以降に12歳になる方（平成22年1月2日～4月1日生まれ）は、誕生日の前月に接種券を発送します。
 調布市新型コロナワクチンコールセンター ☎0570-053-127（平日午前9時～午後5時）